

足利市最低制限価格制度事務処理要領及び  
足利市低入札価格調査制度実施要綱の改正について

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて

改正品確法を踏まえ、公共工事等の品質確保と建設業の担い手の育成・確保を実現するため、最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しを行う。

(1) 見直し内容

- ① 一般管理費等の額の算定率を引き上げる。
  - ・本則：0.30 → 0.55
  - ・附則：0.35 → 0.55
- ② 工事価格に対する設定範囲を拡大する。(附則のみ)
  - ・89%～90% → 87%～92%
- ③ 低入札価格調査の失格基準の見直し
  - ・低入札調査基準価格の見直しと併せて、失格基準の見直しを行う。
- ④ ①～③の見直しについては、平成27年12月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事等から適用する。

※本則、附則とは、「足利市最低制限価格制度事務処理要領」及び「足利市低入札価格調査制度実施要綱」における規定である。

※当面の間、算定率の高い「附則」を適用する。

(2) 足利市最低制限価格制度事務処理要領等改正における附則の内容

区 分	現 行	H27.12.1 改正
直接工事費：①	① <sup>※1</sup> × 1.00	① <sup>※1</sup> × 1.00 = A
共通仮設費：②	② × 1.00	② × 1.00 = B
現場管理費：③	③ × 0.80	③ × 0.80 = C
一般管理費等：④	④ × 0.35	④ × 0.55 = D
工事価格 (①～④の合計)		
工事価格に対する設定範囲	89%～90%	<b>87%～92%</b>

※1 建築工事及び設備工事については、①の額は直接工事費に0.95を乗じて得た額とする。

※ 建設工事関連業務委託のうち、その他業務（積算体系が建設工事と同じもの）についても上表に準ずる。

◎最低制限価格（消費税抜き）及び低入札調査基準価格（消費税抜き）の算定方法

- I. 上表の①～④に、それぞれの算定率を乗じて得たA～Dの額（円未満切り捨て）の合計額。
- II. ただし、Iで得た額が
  - ① 工事価格の92%を超える場合は、工事価格に92%を乗じて得た額
  - ② 工事価格の87%に満たない場合は、工事価格に87%を乗じて得た額とする。
- III. I又はIIで算出した額から1万円未満の端数を切り捨てた額が消費税を含まない最低制限価格又は低入札調査基準価格となる。

(3) 低入札価格調査の失格基準の見直しについて

低入札調査基準価格の見直しに併せて、低入札価格調査における失格基準についても見直しを行う。

低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度実施要綱に基づき基本調査を実施する。基本調査において、失格基準を満たしている場合は、重点調査を実施し、失格基準を満たさない場合は失格となる。

1) 費目別判断基準の見直し

直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、下記の算定率を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。満たさない場合は失格となる。

区 分	現 行	H27.12.1 改正
直接工事費：①	① <sup>※1</sup> × 0.75	① <sup>※1</sup> × 0.75
共通仮設費：②	② × 0.70	② × 0.70
現場管理費：③	③ × 0.70	③ × 0.70
一般管理費等：④	④ × 0.30	<b>④ × 0.55</b>

2) 総額判断基準の見直し

最低入札価格が、下記によって算出された〔α〕、〔β〕のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。満たさない場合は失格となる。

〔α〕 = ア～エの合計額 - オ（工事価格に3%を乗じて得た額）

区 分	現 行	H27.12.1 改正
直接工事費：①	① <sup>※1</sup> × 1.00	① <sup>※1</sup> × 1.00 = ア
共通仮設費：②	② × 1.00	② × 1.00 = イ
現場管理費：③	③ × 0.80	③ × 0.80 = ウ
一般管理費等：④	④ × 0.35	<b>④ × 0.55 = エ</b>
工事価格（①～④の合計）	（①～④の合計） × 0.03（3%） = オ	

〔β〕 = カ～ケの合計額

区 分	現 行	H27.12.1 改正
直接工事費：①	① <sup>※1</sup> × 0.95	① <sup>※1</sup> × 0.95 = カ
共通仮設費：②	② × 0.90	② × 0.90 = キ
現場管理費：③	③ × 0.80	③ × 0.80 = ク
一般管理費等：④	④ × 0.30	<b>④ × 0.55 = ケ</b>

※1 1) 及び2)の基準で建築工事及び設備工事については、①の額は直接工事費に0.95を乗じて得た額とする。

※ ア～ケは、円未満切り捨てた額とする。